

上尾市水道事業管理規程第4号

上尾市上下水道部事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月24日

上尾市長 畠山 稔

上尾市上下水道部事務分掌規程の一部を改正する規程

上尾市上下水道部事務分掌規程（昭和47年上尾市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表参与の項を削り、同表参事の項中「同上」を「上司の命を受け、専門の事務に従事し、又は特に指定された調査研究事項を担当する。」に改める。

第6条第1項中「として、」の次に「特定業務員、」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の特定業務員は、上司の命を受け、水道事業（他の課と連携した業務を含む。）に関する業務に従事する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。